

平成27年度

事業計画書

社会福祉法人 五倫会

姫路暁乃里拠点区分

太陽の郷拠点区分

平成27年

社会福祉法人 五倫会 事業計画

1. 理念

孟子の「五倫」の教えに基づき、「私たちは人間を愛し、一人ひとりの人間がありのままに、自らの意思で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指す。」の理念のもと平成27年度事業を執行する。

2. 基本方針

- ① 人間の夢や希望を応援し、一人ひとりが幸せと思える社会の実現に向けて働きます。
- ② 支援を必要としている人に、真面目に、誠実に向き合い、常に専門性を高める努力を惜しまず、支援します。
- ③ 常に時代の流れに柔軟に対応しつつ、且つ生活の質を追求し、先駆的な事業にも果敢に挑戦します。

3. 法人経営の原則の遵守

平成27年度事業を執行するに際し、法人定款第3条に規定する法人経営の原則を遵守する。

《法人定款》（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

4. 理事会・評議員会の開催

① 理事会の開催

平成27年5月（平成26年度事業報告及び決算等）

平成27年12月（平成27年度補正予算等）

平成28年3月（平成28年度事業計画及び予算等）

② 評議員会の開催

平成27年5月（平成26年度事業報告及び決算等）

平成27年12月（平成27年度補正予算等）

平成28年3月（平成28年度事業計画及び予算等）

5. 事業運営

- ・第1種社会福祉事業 障害者支援施設 姫路暁乃里
(生活介護・施設入所支援)の運営 各定員35名、30名
- ・第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業所 姫路暁乃里
(短期入所)の運営 定員4名
(日中一時支援)の運営 定員4名

- ・第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業所 太陽の郷
(生活介護・就労継続支援B型)の運営 各定員20名、15名

- ・第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業所 チャレンジ
(共同生活援助事業(サテライト型を含む))の運営 各定員7名、4名

- ・第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業所 ふらっと
(相談支援事業)の運営

6. 重点施策

(1) 経営基盤及び経営組織の強化

① 理事会活動の更なる充実

理事会機能の強化を行い事業運営を図る。

② 各事業において安定した運営の実施

来年度は、障害福祉サービス等報酬改定により事業運営はより厳しくなることが予想される中、各事業の基本運営の見直しを行い、特に今年度事業開始の相談支援事業においても経営基盤の安定を図る。

③ 新規事業計画

障害児では、ニーズの高い放課後等デイサービスが市川東に事業所が少ないことから、山陽電車八家駅徒歩1分の場所に、「あそび」を取り入れながら、子どもたちがこころと頭とからだを存分に使って遊ぶことのできる機会と場として利用して頂ける事業所の開設を検討している。

また、障害者の場合で一番にニーズの高いグループホームを、民間企業からの長期的に一括して借上げる方法で、飾磨区英賀西町、飾東町の市内2ヶ所で検討している。

(2) 人材確保、職員の資質向上

① 職員の定着継続に努める。

給与面の改善、賃金規定の見直しを図る。

賞与評価の見直しをし、賞与にも能力率を導入し、能力の高い職員の賃金アップに繋ぎ離職防止に努める。また、採用時の年齢や学齢評価を止め能力評価を重視した幅広い採用を実施する。

② 内部研修等により職員の士気高揚と意識改革に努める。

③ 法人内の職員増加に伴い、施設・事業所によって一部見直しを行いより公平な人事考課が行えるよう能力給を積極的に取り入れ、モチベーションアップとなるよう職員の資質向上を図る。今年度も、外部研修等をできるだけ多くの職員に受講させ、幅広い知識を得て視野を拓げ、業務に反映できるように努める。

④ 職員個々のライフワークバランスを踏まえた雇用関係の多様化による労働環境の整備に努める。労働時間の増加で職員の負担増とならないよう、ワークシェアリングを行いながら健康、特にメンタルヘルス面にも配慮する。

(3) 規程等の見直し

就業規則、賃金規程等を、多様化する働き方に対応ができるよう社労士の方と相談しながら変更を行う。

(4) 職員育成

① 朝礼、職員会議等に十分な時間をかけ、日常支援、制度・法律に関ることなど、新人職員にも理解できプロ意識が持てるように努める。

② 職員間で十分なコミュニケーションを図り、士気高揚となる体制づくりを行う。

③ 非常勤職員から常勤職員への登用を行い、キャリアアップの推進に努める。

④ 新卒者採用を積極的に行い、事業継続を担える人材育成を行う。

(5) 財務管理

① 新会計基準に移行してから4年目を迎え、サービス区分毎に適切な会計処理を行う。特に新事業に関しては、細心の注意を払いながら業務遂行にあたる。

② 全職員にコスト削減とコスト意識づけの徹底を行う。経費の削減、業務の効率化を図り時間外労働を削減し人件費の抑制に努める。

(6) 地域福祉の推進

毎年恒例の行事や地域行事への参加を通じ地域住民やボランティアの方々との交流

を進め地域に根ざして地域との連携強化を図り、地域福祉推進に努める。

(7) リスクマネジメント体制の強化

苦情解決、事故防止等リスク対応の研修を積極的に受講し、全職員に危機管理に対する意識を徹底させる。

(8) 事業経営の透明性

事業計画、事業報告、財務諸表の他、今年度より社会福祉法人現況報告書もホームページに掲載する。また、現在姫路暁乃里サービス区分のみのホームページとなっているため今年度中には、法人全体での作成となるように努める。

基本方針

『共に考え、共に実践し、共に達成する』

～利用者・スタッフ・地域と共に～

利用者一人ひとりが思い描く“夢・理想・未来”の実現に向けて、利用者とスタッフの信頼関係のもと、利用者に関わる全ての関係機関、全ての人々を巻き込みながら地域社会が一体となって“共に考え、共に実践し、共に達成する”支援体制の実現を目指します。

●重点項目『5つの柱』

①利用者満足の実現

- ・「暮らす、働く」のサポート…利用者が充実した自立生活を送るために必要な“暮らす・働く”を支える事業を効果的に実施し、個々のニーズに沿った支援を提供する。
- ・権利擁護の推進…差別・虐待の防止、プライバシーの保護、主体性・自己決定の尊重、相談支援体制の確保等、真摯な姿勢で権利擁護への取り組みに努める。
- ・利用者最優先の対応…常に利用者の立場に立った考えと行動を心掛け、迅速・適切・丁寧な対応で、利用者最優先のサービス提供に努める。

②地域福祉の活性化

- ・ネットワーク体制の構築…その人らしい地域生活の実現のため、行政や関係機関と密に連携し、それぞれの専門性を活かした“地域で支える”体制を構築する。
- ・セーフティーネットの役割…支援を必要とする利用者に柔軟かつ迅速に対応することに努め、セーフティーネットの役割を担う地域の障がい者福祉拠点として機能する。
- ・普及啓発の充実…事業活動に通じた積極的な地域との交流、広報活動を通じた情報提供等により、障がい者福祉への理解促進に努める。

③安心・安全の確保

- ・リスクマネジメントの充実…利用者の安全を第一に考え、災害時や緊急時における体制の確立、事故防止や再発防止に向けた取り組み等、危機管理の充実を図る。
- ・切れ目のない支援体制…法人内外の関係機関が連携し、包括的かつ継続的なサービス提供を実現し、切れ目のない支援体制で安心・安全な生活を支える。
- ・生活・支援環境の向上…利用者の生活の場や支援の場としてふさわしい、安全で快適な環境。また個々のプライバシーに配慮した環境整備に努める。

④職員の資質向上

- ・人材育成の充実…地域の障がい者を担うプロとして専門性・組織性・社会性のバランスが

取れた、利用者にとってかけがえのない職員=“人財”の育成に努める。

- ・専門性の向上…利用者の多様なニーズに対応すべく OJT・研修・自己研鑽等を充実させ、常に職員個々の専門性の向上に努め、適切な支援を提供する。
- ・職場風土の醸成…「利用者満足は職員満足」という認識のもと、職員一人ひとりがやりがいを持ち、いきいきと働ける風通しの良い職場風土を創造する。

⑤運営の適正化・安定化

- ・コンプライアンスの徹底…事業運営にあたっては、組織全体から職員個々に至るまで高い倫理性を保ち、関係法令や社会的規範の遵守を徹底する。
- ・組織体制の充実…職員個々の職務権限や役割を明確化し、組織的に事業を推進する力を持つ実効性の高い組織体制を構築する。

●事業の目的、定員と現員〈平成 27 年 3 月 1 日現在〉

〈生活介護事業〉

利用者の状況に応じて、適切な食事・整容・更衣・排泄・移動等の生活全般にわたる支援を継続する。嘱託医看護師と連携をとりながら日常生活上の健康状態、服薬、健康に関する相談・アドバイスを受けながら健康維持のためのサービスを提供する。余暇活動や行事、個人に沿った体操や散歩などのサービスを提供する。作業面においても、個人が出来る可能性を見出して、出来る作業提供を実施する。また、訓練活動として軽作業も継続して提供する。

定員	35名				
現員	32名	男	18名	女	14名

〈施設入所支援事業〉

障害者自立支援法、知的障害者福祉法に基づいて、18歳以上(特例15歳以上)の知的障害者が入所(利用)して施設が利用者に対し、可能な限り地域における生活に移行できるよう日常生活の援助及び日中活動支援を行う。

定員	30名				
現員	31名	男	18名	女	13名

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	3	10	1	1	3	18
女	0	1	3	4	3	2	13
計	0	4	13	5	4	4	31

	男	女
最小年齢	22歳6カ月	26歳4カ月
最大年齢	68歳1カ月	67歳2カ月
平均	38歳2カ月	46歳7カ月
男女平均	41歳9カ月	

	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
男	0	8	7	2	17
女	1	3	7	2	13
計	1	11	14	4	30

●日課

平日	時間	休日
起床 整容	6:30	起床 整容
朝食準備	7:45	朝食準備
朝食 歯磨き	8:00～	朝食 歯磨き
清掃 洗濯	9:15	清掃洗濯
作業・活動	10:00 ～ 11:30	シーツ交換、 居室整理
昼食 休憩	12:00 ～ 13:30	昼食 休憩
作業・活動 月曜日 まほろばパン購入 火曜日体操教室 14:00(第2・3) 木曜日 缶回収 金曜日 音楽療法 14:30 (第1・3) 太鼓教室 15:00(第2) バイタル測定 入浴	プログラム 日中活動	余暇(外出・買い物など) 土曜日 太鼓教室 14:30(第4) バイタル測定 入浴
夕食 歯磨き	17:30	夕食 歯磨き

入 浴	18：00～ 19：00	入 浴
投薬、就寝準備、自由時間	20：00～ 21：00	投薬、就寝準備、自由時間
就 寝	22：00	就 寝

●施設設備管理業務

- ・消防用設備点検
- ・エレベーターの定期点検
- ・利用者大掃除
- ・施設設備点検(施設内、器具、備品、機械、車両運搬)

●健康管理業務

- ・嘱託医による年2回の健康診断を行う。
- ・月1回、体重・血圧測定を行い看護師と連携をとりながら健康管理を行う。
- ・必要に応じて、定時薬・臨時薬の服薬管理を行う。
- ・季節性インフルエンザの予防接種(希望者対象)を行う。
- ・手洗いうがいの徹底、利用者、職員による清掃を毎日行い感染症予防に努める。

●非常災害対策

- ・消防計画に基づき、消防署の指導による消防訓練を年2回実施する。
- ・避難、救助、通報訓練を実施する。
- ・AEDを継続的に設置し、緊急時全職員が対応できるように研修を行う。

●地域交流

- ・地域住民と交流できるよう施設行事の充実を図る。
地域・関係先にも行事案内を引き続き促し交流を深める。
- ・地域公園などの清掃活動を行い、地域住民との交流を図る。
- ・希望に応じてボランティアの受入を行う。

●実習生の受入

- ・実習生を積極的に受け入れ、社会全体の社会福祉力を高められるよう、また、障がい福祉をより理解できる実習となるよう協力をする。学校との連携をとることで将来より良い人材確保に繋がるよう努める。

●会議

連絡会議	毎日 (朝・夕礼)	利用者の日々状況把握 連絡事項伝達
職員会議	月1回	月間計画、職員研修報告 利用者について、行事について
ケース会議	年に数回	利用者の支援方法の協議、施設内、生活していくうえでの問題点と解決策の議論
給食会議	月1回	給食時の注意点を全員で共有
防災会議	年2回	避難訓練等を実施した結果の反省点、消防署からの指摘事項の検討
虐待防止会議	年に数回	虐待防止についての防止策の検討

●年間研修計画

月	研修内容
4月	
5月	新任リーダー研修
6月	福祉施設新任研修 社会福祉士実習指導者フォローアップ研修
7月	発達障害支援スーパーバイザー養成研修(前期) 相談面接技術者研修(初級)
8月	兵庫県サービス管理責任者研修 兵庫県相談支援従事者初任者研修 相談面接技術者研修(中級) チーム・マネジメントリーダー研修 施設長・職員合同一泊研修
9月	兵庫県サービス管理責任者研修 兵庫県相談支援従事者初任者研修 相談面接技術者研修(中級)
10月	
11月	リスクマネージャー養成研修
12月	兵庫県サービス管理責任者研修 介護職員スキルアップ研修 相談支援員スキルアップ研修
1月	兵庫県強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)

2月	新任職員研修 職場内研修担当者研修
3月	発達障害支援スーパーバイザー養成研修(後期)

●家族との連携

- ・保護者を2カ月に1回継続させ、家族との連携をとりながら懇親を図る。
法人、行政の情報提供を行い、行事などへの参加協力を促し、互いに交流を深める。
事業所に対しての要望、苦情等の意見提案がしやすいよう普段から家族の方との信頼関係を築いて相互の意思疎通をしっかりとっていく。
- ・施設ホームページ、広報誌等を活用して円滑なコミュニケーション、情報提供の発信を迅速に行う。
- ・法人経営への理解を促すとともに、家族の方々の協力体制を築いていく。
- ・面談を通じて、支援計画の見直しを定期的実施させ、個々に沿った支援が提供できるように保護者との連携をとりながらお互いに支援の在り方を考える。

<短期入所事業(ショートステイ)>

- ・定員4名（受入延人数：1,580人）

利用理由

- ① 介護者の休養（レスパイト）
- ② 冠婚葬祭などで一時的に支援が必要な場合。
- ③ 介護者の疾病（入院など）・事情により、対象利用者の介護をすることが困難な状態にある場合。
- ④ 地域にある施設での体験利用、緊急時にむけての事前登録。
- ⑤ その他、対象利用者の精神安定や諸事情により、ショートステイ利用が必要と判断される場合。

サービス内容

ショートステイ利用者が心穏やかに過ごすことができる支援

- ・日中活動は利用者の様子・希望等にあわせて活動への参加を提案する。
- ・本人の希望や利用目的に応じて作業への参加の提案をする。
- ・休日を穏やかに楽しく過ごすことのできるよう余暇活動の提供、環境作りに努める。
- ・心安らげる生活環境（居室、食事、入浴など）づくりに努める。
- ・必要に応じて体調面への配慮、介護者の精神的・身体的な負担軽減。
- ・介護者の休息・気分転換が出来るよう支援する。（レスパイト）
- ・安心して預けられる・また利用したいと思える場となるように努める。

緊急時に利用できる体制づくり

- ・事前登録・体験利用により利用者ひとりひとりの様子の把握。

- ・緊急で利用が必要になった時にすぐに相談・利用できる場の提供。
- ・知っている場所での利用により利用者・家族にとって安心できる環境。

社会体験の場としての支援の提供

- ・地域にある施設で体験利用をすることで可能性を広げられるように支援する。

<日中一時支援事業(宿泊を伴わない)>

- ・定員4名（受入延人数：665人）

利用理由

- ① 介護者の休養（レスパイト）
- ② 冠婚葬祭などで一時的に支援が必要な場合。
- ③ 介護者の疾病（入院など）・事情により、対象利用者の介護をすることが困難な状態にある場合。
- ④ 受給者証の支給期間において必要とされる間利用できる。日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援並びに一時的な休息を目的として実施。

サービス内容

- ・集団の中における基礎生活全般の支援(入浴・排泄・食事・余暇活動等)の生活介護。
- ・必要に応じての日中活動への参加。保健衛生・健康管理。送迎サービス。
- ・その他、相談支援として、利用時における本人の状況報告、家庭における関わりについての相談、サービス事業所の情報提供。各種福祉サービスの情報提供を行う。

1. 重点課題

◆食事の充実を図る

栄養管理を徹底し、家庭的で心のこもった、そして利用者に喜ばれ、生きがいを感じていただけるような食事提供を目指す。

2. 年度目標

(1) 嗜好調査、残食量調査、検食簿の意見を速やかに食事に反映させ、利用者の嗜好を十分に配慮し、充実した食事提供を目指し献立作成を行う。

(2) 行事食、若しくはイベント食を月に一度、実施する。毎日の選択メニューの実施。

1月	2月	3月	4月	5月	6月
おせち料理	節分	ひなまつり	イベント	端午の節句	イベント
7月	8月	9月	10月	11月	12月
七夕	イベント	イベント	イベント	イベント	クリスマス

(3) 食品および厨房内、食品庫の衛生管理の徹底を図り、安心かつ安全な食事提供を行う。

(4) 出勤時の個人衛生点検、定期の細菌検査、厨房・食品庫の衛生的な管理に努め、食中毒及び感染症防止を徹底する。

(5) 集団給食のスタッフとしての資質向上。

(6) 非常災害時におけるマニュアルの把握、及び災害食や熱源、ディスプレイ容器などの管理。

基本方針

- 1、太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、主人公として活動できることを大切にします。
- 2、太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、どの場面でも自分の考えで選び決めることを大切にします。
- 3、太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりの考えや行動を認め、本人の権利を守ります。

1. 障害福祉サービス事業所「太陽の郷」

所在地	姫路市的形町の形 3564 番地		
利用者数	定員	就労継続支援B型	15名
		生活介護	20名
職員数	12名		
利用時間	9:00～15:30		

2. 目的

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、事業所通所により介護サービスや訓練、創作活動、生産活動等を行い、心のリフレッシュを図るとともに自らの精神的パワーを向上できるための支援を行う。

3. 利用者送迎（3台）

中型バス	(8:00～9:20)	太陽の郷→JR姫路駅→山電大塩駅→太陽の郷
普通車	(8:30～9:00)	太陽の郷→別所→高砂市阿弥陀→太陽の郷
〃	(8:30～9:20)	太陽の郷→北原→的形→高砂市曾根→高砂市春日野→太陽の郷

4. 作業時間

9:30～15:00

5. ケース担当

全利用者に対して職員担当を決める。

6. 地域交流

- ・トライやるウィーク（姫路市中学生）受入実施する。

- ・特別支援学校実習生受入実施する。
- ・老人会・子供会・学校等を中心とした地域交流事業を行う。

7. 利用者の支援

生活支援

利用者の基本的人権を尊重し、温かい愛情のもとに無差別平等に接し、心の健康保持と自立の促進に努める。

8. 健康管理

月1回身体測定（体重、血圧、脈拍）を実施して、利用者の実態を的確に把握する。

嘱託医と常に連絡をとり疾病の予防に努め、年2回5月、11月に健康診断を実施する。

9. 防火計画

年2回 5月、10月に形的消防署指導立会の消防訓練を実施する。

*役割分担

- ・施設長 総指揮
- ・主任支援員 連絡通報等々を担当
- ・支援員 避難誘導と救助担当

10. 利用現況

定員	35名				
現員	32名	男	22名	女	10名

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	2	6	10	2	1	1	22
女	0	1	7	2	0	0	10
計	2	7	17	4	1	1	32

	男	女
--	---	---

最小年齢	19 歳	28 歳
最大年齢	68 歳	49 歳
平均	33 歳	35 歳
男女平均	33 歳	

	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
男	2	7	5	4	21
女	1	5	2	1	10
計	3	12	7	5	31

就労継続支援 B 型事業

① 日 課

午 前	9:30～ 9:35	ラジオ体操
	9:35～10:35	作業
	10:35～10:45	休憩
	10:45～12:00	作業
昼休み	12:00～12:50	昼食
午 後	12:50～13:50	作業
	13:50～14:05	休憩
	14:05～15:00	作業

② 作 業

作業名	業者名	作業内容
給湯器解体 作業	エスコアハーツ	小型給湯器の解体・素材ごとに分別
空き缶分別	マックスバリュ トーホー	回収された空き缶の分別

軽作業	米田製作所 山陽ファクトリー フクオカ	端子台、ネジ締め、フィルム折、ステイバンド 金具止め 段ボール組み立て
大塩海岸清掃管理	姫路市	委託契約内容の実施（清掃、除草、水路浚渫）
紙パック選別作業	エコパークあぼし	委託契約内容の実施（紙パックの選別、異物除去）
自転車作業	セールカンパニー	自転車鉄部のサビ磨き、及び着色
畑作業		農作物の水やり、草抜き、収穫

③ 就労訓練

対象者4名に対して、将来的な就労及び、経験を積む目的で、随時施設外実習を行う。内1名に関しては、偶数月第2月曜日にビジネスマナー、履歴書、質疑応答の訓練を実施する。

④ 年間行事

対象者（就労継続支援B型全利用者）

- ・わくわく外出Day 年3回 各4名（4月、5月、9月）
- ・慰労会 年1回 3月1日（火） 内容 食事会（昼食）

生活介護事業

① 日 課

午 前	9:30～ 9:35	ラジオ体操（全体で実施）
	9:35～10:35	作業訓練・生活訓練
	10:35～10:45	休憩
	10:45～12:00	作業訓練・生活訓練
昼休み	12:00～12:50	昼食
午 後	12:55～13:00	ラジオ体操（作業室の利用者で実施）
	13:00～13:45	作業訓練・生活訓練
	13:45～14:00	休憩
	14:00～15:00	作業訓練・生活訓練

② 訓練

訓練名	業者名	訓練内容
作業訓練	マスキ	箸の紙袋入れ箸の本数数え 仕上がったお箸のナイロン詰め
	旭ノ本金属	ステップルの100個数え ステップルの小箱詰め
	米田製作所	部品の組み立て
生活訓練	マスキ	箸の紙袋入れ箸の抜き取り
	旭ノ本金属	ステップルの小箱詰め

③ レクリエーション

実施回数 (作業室) 月2回
(会議室) 月1回

※実施日・実施時間については、
内容により変動する。

内容 ・DVD鑑賞
・ゲーム(Wii)・カラオケ

④ 年間行事

対象者 (生活介護全利用者)

わくわく外出Day 年5回 (5月1回、6月1回、9月1回、10月2回)

日時	行事名	対象
4月24日	外出1班(就労)	利用者
5月15日	外出2班(就労)	〃
5月中旬	健康診断	利用者
5月22日	外出3班(生活)	利用者
5月下旬	避難訓練	利用者・職員
6月5日	外出4班(生活)	利用者

5月中旬	グループ懇談会	保護者
5月初旬	計画相談（サービス等利用計画書）	〃
8月中旬	そうめん流し	利用者
9月11日	外出5班（生活）	〃
9月18日	外出6班（就労）	〃
10月22、23日	外出7班（生活）	〃
11月中旬	健康診断	利用者・職員
11月下旬	避難訓練	〃
11月下旬	グループ懇談会	保護者
12月25日	クリスマス忘年会	利用者
12月28日	大掃除	利用者・職員
2月3日	節分・豆まき	利用者
3月中旬	契約・計画相談	保護者
3月31日	文化発表会・皆勤賞授与式	利用者・保護者

共同生活援助 チャレンジ 事業計画

基本方針

平成26年4月から、従来の共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)に統合され、共同生活援助(介護サービス包括型)となり、今後も地域の中で安定した支援等を行うことによって、ホームでの共同生活がより安定し、自立、社会参加ができるようにする。「生活の場」「社会参加の場」を総合的に支援し、地域にとけ込み、地域の人々との共生を目指す。生活の中で仲間同士の共生を日々の中で行い生活の質や生活力を上げ、今後も地域での自立をコンセプトに利用者の生活の質・本人の能力や特性を引き出せる支援する。

共同生活援助(定員 11名)

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、共同生活住居において食事等の調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の世話を行う。

- ・時間 朝：6：00～9：00、夕：16：00～20：00 夜間：22：00～5：00
- ・バックアップ施設 障害者支援施設 姫路暁乃里

利用者現況

定員	11名				
現員	9名	男	5名	女	4名

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	1	1	1	1	0	1	5
女	0	0	1	3	0	0	4
計	1	1	2	4	0	1	9

	男	女
--	---	---

最小年齢	18歳6カ月	32歳9カ月
最大年齢	68歳1カ月	49歳2カ月
平均	39歳2カ月	43歳4カ月
男女平均	41歳2カ月	

	区分2	区分3	区分4	合計
男	3	2	1	5
女	1	1	2	4
計	4	3	3	10

職員体制

管理者1名（兼務） サービス管理責任者1名（兼務） 支援員4名（兼務） 世話人5名

1. 援助

(1) 一人ひとりの障害程度に応じて、個別支援計画に基づき個別のニーズに沿ったサービス提供をする。よりよい支援となるよう職員研修を積極的に行い安定した支援を提供する。食事、保清等の支援、調理、洗濯、掃除の家事において必要に応じて援助を行う。家庭的な環境作りにも心掛け、本人の意向、能力に応じて職員と共同でできるようにする。夜間においては、職員を配置し、利用者の安全を優先させて支援する。

(2) 良好な地域との関わりをもつためにも地域行事への積極的な参加をしていく。

(3) 個々に沿った個別支援計画を作成する。

2. 保健衛生、健康管理

(1) 健康管理は、看護師を中心とし定期的に行う。また、必要に応じて協力医療機関等への相談、通院等の対応を実施する。

(2) 定期的に体重・血圧測定、検温、食事等の健康管理を実施する。

(3) 服薬管理においても必要な方には支援する。

(4) 季節に応じて室温、空調等には十分配慮して、感染症には十分気を付ける。

(5) 食事は栄養面に配慮して、体重管理をしっかり行い規則正しい生活ができるようにする。

3. 相談援助

必要に応じて利用者、家族の相談に応じる。不安を和らげるためにも利用者、家族、事業所とコミュニケーションを密に取りながら相談しやすい環境づくりに努めていく。家族の方へは、必要に応じてその都度ホーム内での報告、行事等の連絡を行う。

4. 諸機関への連携

日中活動先との連絡、調整を行い、状況に応じて訪問等により情報交換し、安心して生活を送れるように努める。

5. 非常災害対策

避難訓練を年2回実施

6. 緊急時の対応

緊急時マニュアルに基づき、利用者、職員双方に安全に対する意識を高めて計画的に避難訓練を行う。

7. 職員の資質向上

職員（支援員、世話人）の意識改革と資質向上にむけて、積極的に研修受講を実施する。職員の定着をめざして安定した職員配置になるようにする。全職員が共通した認識をもって、統一したサービス提供ができるように努める。

相談支援事業所 ふらっと 事業計画

基本方針

相談支援事業所「ふらっと」は、平成27年1月に事業を開始した。障害福祉サービス及び福祉行政の一翼を担う機関として、公正かつ中立な事業運営をおこない、在宅の障害児・者又はその家族からの様々な相談に対し、必要な情報の提供と各専門機関の紹介や在宅福祉サービス利用援助等を行う。また地域社会生活に移行する人や単身生活者で重度の障害がある方に対し、サービス利用計画を作成のうえで関係機関と連絡調整し、適切なサービスが受けられるように支援を行う。

(1) 事業概要

相談支援事業を通し、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

(2) 利用対象者

- ・ 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
- ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

(3) 事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される「特定相談支援事業」の業務を通じて適切に実施する。

- ① 計画相談支援の提供
- ② サービス等利用計画の作成
- ③ モニタリングの実施
- ④ 利用者からの相談
- ⑤ 苦情処理に関する業務
- ⑥ 事業統計の作成

(4) 職員体制

- ・ 管理者1名（常勤兼務）
- ・ 相談支援専門員1名（常勤兼務）
- ・ 1名（非常勤兼務）

(5) 利用契約者数

平成27年3月1日現在 3名（平成27年度目標契約者数 50名）